

令和4年12月23日

▼タイトル

令和4年12月高島市議会定例会（最終日）の結果

▼内容

本日、以下の議案を議決し、令和4年12月定例会を閉会しました。

■議案数

		議決 案件	条例 案件	予算 案件	請願	意見書
委員会付託中の議案		23	8	9	1	
本日追加 提出議案	市長提案					
	議員提案					1
計		23	8	9	1	1
うち議決議案数（計42件）		23	8	9	1	1
継続審査件数		なし				

■本日の議決状況

○議決案件

・議第86号から議第108号までの23件は、原案のとおり可決しました。

○条例案件

・議第112号から議第119号までの8件は、原案のとおり可決しました。

○予算案件

・議第124号から議132号までの9件は、原案のとおり可決しました。
・なお、議第124号令和4年度高島市一般会計補正予算（第9号）については、
予算常任委員会で附帯決議が可決されました。（別紙）

○請願

・請願第3号は、採択とすることに決定しました。

○意見書

・意見書第3号（天増川源流の国有林における自然環境保全への配慮および
（仮称）三十三間山風力発電事業の中止を求める意見書案）が提案され、
原案のとおり可決しました。（別紙）

以上

▼問い合わせ先

- 所 属： 議会事務局
- 電話番号： 0740（25）8140
- ファックス： 0740（25）8146

議第124号 令和4年度高島市一般会計補正予算（第9号）に
対する附帯決議

令和4年度高島市一般会計補正予算（第9号）案については、後継処理施設整備事業として、新ごみ処理施設建設用地不動産鑑定評価書作成業務に要する予算が計上されている。

現在、市は新ごみ処理施設の建設に向けて、建設候補地の周辺集落への説明を実施されているが、住民の方々からは、建設に伴う懸案事項について多くのご意見が出されている。

また、安曇川町の馬場、南古賀、中野の各自治会から令和4年12月に提出された住民へのアンケート調査によると、各地区ともに、賛成よりも反対が大きく上回る結果となっている。

このような状況を踏まえると、市は、新ごみ処理施設の早期完成を目指しながらも、周辺集落を始めとした住民や関係者の方々との合意形成をしっかりと実施する必要があると考えるところである。

このため、令和4年度高島市一般会計補正予算（第9号）の執行にあたって、下記の事項を求めるものとする。

記

新ごみ処理施設の建設について、建設候補地および周辺地域の住民や関係者の方々からの理解が得られるよう、十分に合意形成を図ること。

以上、決議する。

令和4年12月19日

高島市議会

天増川源流の国有林における自然環境保全への配慮および (仮称)三十三間山風力発電事業の中止を求める意見書

このたび、(仮称)三十三間山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書が、令和4年9月30日から10月31日まで縦覧に供されましたが、当事業が実施された場合は、天増川源流の自然環境や森林を活かした高島市の観光振興に影響が発生することが懸念されます。

さらに、事業実施対象区域は延長6 km以上に及ぶことから、森林を伐採したり尾根上を造成することによって、濁水の発生など天増川の水質低下につながったり、土石流や洪水などの自然災害が発生するリスクが高まる恐れがあると考えられます。

天増川源流の国有林における自然環境は大変貴重であり、具体的には、三十三間山から天増川を取り囲む尾根上を中心にブナ林が連続して生育しており、三十三間山から南の尾根上を中心に風衝草原が形成されています。このブナ林を始めとする天然林や草原は、多様な自然植生やイヌワシやクマタカを含む多様な野生動物など豊かな自然生態系を育んでいます。

このうちブナ林については高島市内では最大級の面積規模であると考えられます。さらに、天増川の源流地域から青森県にかけてはブナ林がおおむね連続分布しているのに対して、それより南西のブナ林は連続分布していないことから、天増川源流地域のブナ林は、わが国の森林生態系を保全する上でも重要な位置付けになると考えられます。

林野庁では、より広範かつ効果的な森林生態系の保全を図るために、全国に緑の回廊を設定されています。全国のブナ林の分布状況を考慮すると、天増川源流の国有林は緑の回廊の価値を十分に有すると考えられます。

また、このブナ林を始めとする天然林や草原は、豊かな自然環境だけではなく、美しい景観やトレッキングに最適な環境も生み出しています。さらに、若狭町能登野と今津町酒波をつなぐ古道「近江坂」が通っており、約700年の歴史が刻まれています。

これらのことから、天増川源流の国有林は、森林を活かした観光振興など、高島市の活性化にとっても大きな可能性を持っていると考えられます。

このような状況の中、三十三間山から天増川を取り囲む尾根上を中心にしたブナ林や南の尾根上を中心に形成されている風衝草原を適切に保全していただくなど、天増川源流の国有林における自然環境保全

については十分に配慮が必要であり、(仮称) 三十三間山風力発電事業に賛成することはできません。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年12月23日

高島市議会議長 廣本 昌久

提出先

環境大臣、農林水産大臣、林野庁長官、近畿中国森林管理局長
衆議院議長、参議院議長、滋賀県知事 あて